

「賃貸住宅管理業等のあり方に関する検討会」開催要項

(名称)

第1条 本会は、「賃貸住宅管理業等のあり方に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、賃貸住宅管理業者登録制度を踏まえた「住宅の標準賃貸借代理及び管理委託契約書」及び「サブリース住宅原賃貸借標準契約書」の見直しや、住宅宿泊事業法の施行に向けた「住宅宿泊管理受託標準契約書」の策定を中心に、今後の賃貸住宅管理業等のあり方についての検討を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第4条 検討会に座長を置く。

(会議)

第5条 座長は、議長として検討会の議事を整理する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 3 検討会は非公開とする。
- 4 配付資料及び議事概要は、非公表とするが、座長の判断のもと、公表することができる。
- 5 報告書は、取りまとめ後公表する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省土地・建設産業局不動産業課に置く。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要項は、平成29年9月29日から施行する。

平成30年10月11日 一部改正

別紙

「賃貸住宅管理業等のあり方に関する検討会」委員名簿

【座長】

中城 康彦 明海大学不動産学部 学部長

【委員】

太田 秀也	麗澤大学経済学部 教授
熊谷 則一	涼風法律事務所 弁護士
齊藤 広子	横浜市立大学国際総合科学部 教授
佐々木 正勝	一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会 会長
末永 照雄	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 会長
土田 あつ子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 NACS消費生活研究所 主任研究員
三好 修	公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長
山田 達也	公益社団法人全日本不動産協会 法務税制委員長

(敬称略、五十音順)

【オブザーバー】

中田 裕人	国土交通省 土地・建設産業局 不動産業課長
高橋 謙司	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課長
鈴木 貴典	観光庁 観光産業課長
河内 達哉	消費者庁 消費者政策課長

【事務局】

国土交通省 土地・建設産業局 不動産業課